

介護職員等処遇改善加算

加算の取得に伴い、職員への手当金を次のとおり定めています。

区分	要件	支給額 (一月につき)
A	石川民医連に 10 年以上勤務する常勤介護福祉士	42,000
	石川民医連に 10 年以上勤務する非常勤介護福祉士 (勤務時間 128 時間 40 分/月以上)	36,000
	石川民医連に 10 年以上勤務する非常勤介護福祉士 (勤務時間 128 時間 40 分/月未満)	23,000
B	A 以外の常勤介護職員	35,000
	A 以外の非常勤介護職員 (勤務時間 128 時間 40 分/月以上)	29,000
	A 以外の非常勤介護職員 (勤務時間 128 時間 40 分/月未満)	19,000
C	介護事業所で勤務するその他常勤職員	3,000
	介護事業所で勤務するその他非常勤職員 (勤務時間 128 時間 40 分/月以上)	2,000
	介護事業所で勤務するその他非常勤職員 (勤務時間 128 時間 40 分/月未満)	1,500

職場環境改善等の取り組み

資質の向上	<ul style="list-style-type: none"> ◎働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援（研修受講時の他の介護職員の負担を軽減するための代替職員確保を含む）
労働環境・処遇の改善	<ul style="list-style-type: none"> ◎子育てとの両立を目指す者のための育児休業制度等の充実、事業所内保育施設の整備 ◎ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善 ◎事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成による責任の所在の明確化 ◎健康診断・こころの健康等の健康管理面の強化、職員休憩室・分煙スペース等の整備
その他	<ul style="list-style-type: none"> ◎非正規職員から正規職員への転換